

10月定例教育委員会会議録

1、開会年月日 令和元年10月18日（金）

2、閉会年月日 令和元年10月18日（金）

3、出席委員氏名

西畑 敦司 名倉 幸子 西田 伊作

吉田 義和

4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

教 育 長 森 継 隆

事 務 局 長 木 村 昌 訓

事 務 局 次 長 青 木 仁

教 育 総 務 課 長 粕 谷 治

ま な び 推 進 課 長 高 山 仁

ま な び 推 進 課 付 課 長 山 村 結 紀 子

文 化 財 課 長 今 里 美 恵 子

教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長 西 田 智 也

図 書 館 長 森 田 三 喜 子

市 民 協 働 ・ 女 性 活 躍 推 進 課 長 石 原 康 司

教 育 総 務 課 庶 務 係 長 中 村 亨

5、会議に付した議案の件名

日程第1 教育長職務代理者の報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議題 第21号 天理市立学校における学校運営

協議会の設置等に関する規則（案）

第 2 2 号 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）

日程第 4 報告 9 月議会報告について

6、会議の経過議題

開会	午前	9 時 0 0 分
終了	午前	9 時 3 6 分

1 教育長

皆さん、おはようございます。

ただいまから10月の定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は、西畑委員と名倉委員にお願いいたします。

それでは、日程に入る前に、新しい教育委員を紹介させていただきます。10月1日付で教育委員に就任されました、吉田義和さんです。それでは最初に、就任に当たってのご挨拶をお願いいたします。

1 吉田委員

皆様、おはようございます。10月1日付で天理市教育委員に任命を受けました、吉田義和でございます。

天理市の教育のために精いっぱい努力してまいり所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

1 教育長

新しい委員が就任されて、最初の教育委員会になりますけど、これからよろしくをお願いいたします。

それでは、日程第1、教育長の職務代理者の報告をいたします。9月30日までは、退任されました田中委員に職務代行者をお願いしていましたが、9月30日の定例教育委員会で、10月1日からの職務代行者を西畑委員にお願いしました。吉田委員は、本日最初の教育委員会の会議ですので、改めて西畑委員に職務代行者をお願いしたことを報告させていただきます。

日程第2、私の報告です。

レジメ2ページをお願いいたします。

10月は運動会ということで、3日に中学校、5日に小学校と一部

の幼稚園、12日の予定が順延になり14日に幼稚園の運動会に行かせていただきました。日程の都合上 長い間滞在できなくて10分少々ということになりましたが、子どもたちが楽しく元気に競技に参加されていました。幼稚園の運動会で印象に残ったのは、表現です。これは、昔で言うダンス、お遊戯というものですが、隊列を変えるために移動することを自分たちでされているところもありまして、かなり練習されたのか、私が思っている以上に子どもたちの能力は高いのではないかと思います。小学校の方は、全ての子どもたちが元気よく、中学校も同様ですが、元気よく参加されていたというのは、ご家庭の教育と学校の先生方の指導のおかげだと感謝しております。

あと、10日に二階堂小学校の統計・情報教育研究大会に行きました。社会科の授業ですが、家の買い物ということで、どこのお店に行き何を買ったかというのをグラフ化し、そのグラフからどういうことが読み取れるかということを授業されているのを見学させていただきました。グループに分かれて討議するということでしたが、その各グループでいろいろな意見を交換して話をされていました。私の視点では出てこないようなものもあって、よかったのではないかと考えております。

何か、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。

日程第3、議題第21号 天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）を、まなび推進課から説明をお願いします。

1 まなび推進課付課長

それでは、議題第21号、天理市立学校における学校運営協議会の

設置等に関する規則（案）の説明をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。

令和2年度より、市立の小中学校にコミュニティ・スクールを導入するに当たり、天理市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定するものです。

天理市教育委員会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任のもと、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、各小・中学校ごとに学校運営協議会を設置します。学校運営協議会では、主な役割が3つあります。1つ目は、教育課程の編成に関すること、学校経営計画に関すること、その他当該対象学校の校長が必要と認める事項に関することについて、基本的な方針の承認を行っていただきます。2つ目は、教育委員会または対象学校の校長に対して意見を述べることができます。3つ目は、対象学校の教育上の課程を踏まえた事項で、対象学校の職員の任用について教育委員会に意見を述べることができます。

4 ページをご覧ください。

学校運営協議会では、対象学校の運営について地域住民等の理解・協力・参画等が促進されるように努めるものとし、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めていただきます。

5 ページをご覧ください。

学校運営協議会の組織について、委員は15人以内とします。委員には、1 保護者、2 地域住民、3 法第47条の5第2項第3号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者、いわゆる地域コーディネ

ーターがこれに当たります。4対象学校の校長、5対象学校の地域連携担当教職員、6学識経験者、7関係行政機関の職員、8その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、また任命します。委員の任期は1年以内とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間といたします。委員は地方公務員法上における特別職の地方公務員の身分を有します。あと、会長、副会長や会議等々について定めております。

7ページをご覧ください。

附則といたしまして、「この規則は、令和2年4月1日から施行する」といたします。

以上、議題第21号の説明とさせていただきます。

1 教育長

ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、何かご質問ございますか。

名倉委員。

1 名倉委員

3つほどお聞きしたいことがあります。

まず、4ページの第5条、「対象学校の運営状況などについて評価を行うものとする。」と書かれています。この評価とは、第三者の評価を積極的に取り込むという文言がある市町村もありますが、第三者評価についてはどのようにお考えですか。

1 まなび推進課長

学校評価の第三者評価については、天理市は設けておりません。努

力義務という形で第三者評価になっておりますが、なかなか適当な要件がそろいませんので、本市としては第三者評価はしていないということですが。

1 名倉委員

わかりました。次に2点目ですが次のページの第7条、人数が15人以内と書かれています。人数といたしましては、その対象学校に任せるという意味でよろしいですか。

1 まなび推進課付課長

はい。そのように考えています。

1 名倉委員

3点目ですが、これは来年の4月1日から1年の委員の委嘱になると思うのですが、途中の欠員が出た場合のことは書かれていますのだけれども、任期途中の追加委嘱についてはあり得ますか。例えば、どうしてもこの人に入ってもらいたいという人物があらわれた場合に任期の途中でも委嘱できるのかどうかということです。そういう文言がないのでお尋ねします。

1 教育長

意見としては聞かせていただきますが、1年間最初の委員の方で、その欠けた場合の補充ということではさせてもらいますけれども、追加委嘱については今のところ考えておりません。

1 名倉委員

わかりました。ありがとうございます。

1 教育長

ほか、何か質問ございますか。

1 吉田委員

6 ページの下の方の研修のところですけども、学校運営協議会の委員さんの研修ですが、委員さんの研修とかそれから交流というのは非常に大事だと思うのです。天理市としてこの研修会を持っていかれると思うのですけども、県が一斉にやっておられる研修に乗っかっていくという研修もあるかと思うのですけども、その辺りがどのような計画なのか。

1 まなび推進課付課長

計画としては、本年度の終わりに委員さんの名前が出てきた時点で、事前という形で市主催で研修をさせてもらおうと思っております。来年度については、吉田委員がおっしゃいましたように、県のほうで研修会もごございますので、そちらのほうに積極的に参加していただいて、また市のほうで独自でやろうとは考えております。

1 教育長

ほかに何か質問ございますか。

西畑委員。

1 西畑委員

第7条中に、「第1号から第4号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。」ということが書いてあります。協議会には必ず校長が含まれるということになっているのですが、その一方で第4条中に、「協議会は、対象学校の校長に対して意見を述べることができる。」となっていますね。校長が含まれる組織が校長に意見を述べるということで違和感がありますが、これはまず、協議会の中には必ず校長を含めるということによろしいですね。

1 まなび推進課付課長

はい。

1 西畑委員

ではこの場合、第4条の対象学校の校長に対して意見を述べるというのは、校長が学校運営の中核なので、校長に対してとなっていると思うのですが、校長が自分自身に物を言っているような感じがあるので、ここは「対象学校に対して意見を述べることができる」というような表現のほうが適切かと思うのですが、いかがですか。同じようなことは、第4条第4項にもありまして、「あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。」というのがありますが、協議会の中には校長が含まれているのであれば、これも校長が自分に意見を聞いているようなものの書き方になっているように思います。

1 まなび推進課付課長

運営協議会の委員の1人として校長が入っていると考えています。校長はもちろん自分に対して意見は言えませんが、校長以外の運営委員は学校の代表である校長に対して意見を述べるという形で整理しています。

1 西畑委員

趣旨は理解できるのですが、ロジックとして整理して、より良い表現がないかなと思いました。

1 まなび推進課付課長

「学校に対して」という表現になると意味が曖昧になってしまうと思われますので、そこはやはり代表の校長という言葉を入れたほうが良いと思っています。

1 西畑委員

この規則の中で校長という立場というのは2人いるわけですね。
この学校運営を中心になって運営している校長というのと、協議会に
参画している校長というのが2人いることになってしまっています。
ここで言っているところの校長の役割というものをきっちりと明確化
しておいたほうがいいと思います。

1 教育長

確かにご指摘のとおりで、今2人いるような感じにはなりますが、
その運営協議会に校長は参加しますけれども、何か校長に関係する利
害があるときは議決には参加しません。しかしながら、オブザーバー
とするよりは委員として参加するほうがいいと考えて、この7条には
校長を入れることになりました。

1 西畑委員

校長という人の役割というものはどうなるのか。協議会の中で物言
う校長と、協議会から物言われる校長というのが出てきてしまうわけ
ですね。

1 教育長

紙面にしないときには違和感はなかったのですが、指摘されれ
ばそういう面もあるのは確かです。

1 西畑委員

そこで校長の役割というものがきちんと協議会の中で明確化される
のであれば、このままでもいいと思いますけれども、今お話の中にあ
ったように、学校の利害、校長自身の利害に関するようなことに関し
ては議決に参加しないというようなことであるとか、そういったこと

も皆さんの共通理解として持つておいていただくことが必要と
思いますので、お願いしておきます。

1 教育長

よろしいでしょうか。

では、今意見いただいたことも踏まえて、内規あるいは規程とい
ったものを作成して提案をお願いします。それでは、第 2 1 号の天理市
立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）は、承認
させていただきます。

次に、第 2 2 号 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則（案）を、まなび推進課、お願いします。

1 まなび推進課付課長

議題第 2 2 号 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改
正する規則（案）の説明をします。

9 ページをご覧ください。

令和 2 年度より市立の小・中学校においてコミュニティ・スクール
を導入し、学校運営協議会委員を委嘱するに当たり、教育委員会での
委員の委嘱案を審議していただくために、教育長に対する事務委任等
に関する規則の一部を改正するものです。

1 2 ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となっています。1 2 号中「及び文化財
保護審議会委員」を「文化財保護審議会委員及び学校運営協議会委員」
に改めます。こちらに記載することで、教育長ではなく教育委員会の
審議をもとに決定していく事項になります。

再度 9 ページをご覧ください。

附則といたしまして、「この規則は令和２年度４月１日から施行する。」といたします。

以上、議題第２２号の説明です。

1 教育長

ありがとうございました。今、提案がありましたが、ご質問はありますか。よろしいですか。

ないようですので、第２２号の教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（案）を承認することといたします。

次、日程第４報告に入らせてもらいます。９月市議会定例議会の報告については、資料を事前に送らせていただいておりますので、読み上げは省略させていただき、委員からの質問を受けさせていただきます。ご質問はございますか。

西畑委員。

1 西畑委員

１４ページの真ん中の仲西議員のご質問ですけれども、生駒市の教育委員の報酬について、この質問の趣旨は何でしょうか。月額報酬が、コンプライアンスに反しているのではないかという質問をされたということでしょうか。

1 教育総務課長

こちらは、今西畑委員がおっしゃったとおりで、生駒市が日額で支給されているきっかけというのが、滋賀県であった一連の流れのことです。仲西議員は、高裁の公判の判決の部分をおっしゃっていたのですけれども、それに対して違法性があるのではないかというようなご質問でした。実際にはその後、最高裁で滋賀県側が勝訴していますので、

この場合については、地方自治法上は原則今条例で規定していることについては守られているという考え方をしておりますと回答いたしました。実際には奈良県内で見ますと、日額支給と規定されているところは、奈良市と生駒市だけでございます。残り10市につきましては、大和郡山市は月額プラス日額という考え方をされています。この場合、月額も支給されます。ですが、基本的には奈良市と生駒市以外は月額支給を現在されておりますので、その後の動向を見ていきたいということで返答をさせていただきました。

1 西畑委員

その判決があって、月額支給に対しての違法性はないということですが、今の状況から見て他市がそうしているからそれで間違いなからうと、これはこれでロジックとしては1つ正当性はありますが、そもそもなぜ月額で支払うことになったかというところまでさかのぼって、その根拠となるものが共有できていれば、話はすんなり通るのかなと思います。どうしても他市がしているから同じようにということでは納得性が低いかなと思いますので、きっちりとした経緯というものを押さえておいていただけるとありがたいかなと思います。何か合理性があって月額にしているはずなのですからけれども、その合理性は一体何なのというのを示せてないかなと思います。

他の事案であっても今回の学校運営協議会でもこういうことが出てくるかと思うのです。何か報酬を支払うということに対して日額にするのか月額にするのか、何が妥当なのかということは、こういう経緯でこれはこういう金額にしています。こういうお支払いしていますというものが質問を受けたときに説明できるようにしてあればいいのか

などと思いますので、今後のこともありますし、こういうことを決められるときにはそういうバックボーンを持っておいていただくというのも1つ大事なかなと思います。

1 教育長

毎月来ているかいらないかというのは関係ないのですか。

1 教育総務課長

以前、天理市全体で報酬について、月額支給から日額支給に切りかえようとしたタイミングが数年前にございまして、そのときに月額支給のままになったのが教育委員と農業委員です。農業委員は制度改正が別にもあったからですけれども、実際には教育委員も業務がたくさんありまして、日額支給にしても、実際にはかえって逆転する可能性もあるという可能性も考えた上で、月額支給にした経緯があったと聞いております。また、仲西議員や他の議員からご質問があった際は説明ができるよう準備はしておりますが、今回のご質問の中身は、違法性はないのかということでしたので、違法性はございませんと回答をさせていただきました。また、ご理解いただけるよう努力はしてまいります。

1 教育長

よろしいですか。ほかの委員、質問ありますか。

1 吉田委員

15ページの真ん中のその学校給食費の公金化ですけれども、教職員の負担軽減ということを考えるとかなり上位に来る問題だと思います。すぐにはいかないでしょうけれども、公金化を進めた市でも苦労されたということは聞いていのですが、大事な問題ですので、頑張

って取り組んでいただきたいと思います。

1 事務局長

今、ご提案もご要望もいただいたところについては、ここにも書いてございますように、他市の取組について把握させていただいて、どういうところで問題点があってどういうところにメリットがあるか研究をしまして、教職員の負担軽減にもつながってくることもございます。国からこのことについての通知も実際にはあるわけですので、ここにも書いてありますように、対応させていただく部署ですとか、要はお金の徴収方法であるとか処理の仕方とか、天理市のほうでは給食の食材については給食会という組織もございまして、そこの運用もあるわけで、実際公金化したときにその辺の給食会の相対的な見直しも必要かなと思いますので、時間はかかるのかなということです。しかし、教職員の負担軽減の点からはなるべく早いうちに全体的な財政需要も見ながら進めていきたいと考えております。

1 教育長

よろしいですか。ほか何かご質問ございませんか。

西田委員。

1 西田委員

14 ページの一番上の防災教育ということで、1月には阪神淡路大震災、3月には東日本大震災のあった時期に合わせて学校でも防災教育をしてくださっているということですがけれども、昨今の風水害、日本中どこでも起こり得るような状況が見受けられます。天理市においてもハザードマップもあるとは思いますが、河川の氾濫や、あるいは土地の高低によってどういうことになるか、それぞれの地域がどう

いう場所にあるのかということも、こうした時期に合わせて知っておくということも必要なことではないかなと思いますので、もしそういう機会があれば合わせてお願いできたらと思っております。

1 教育長

名倉委員。

1 名倉委員

私も今、西田委員が言われたことを感じていて、例えば幼稚園のお迎えで警報が出たからお迎えにすぐ来てくださいというようなことで、一番本当に雨の激しい危ない時間帯にお迎えに行かなければいけないとか、例えば小学校でも下校時刻のその警報時の判断とか、やはりその学校に判断は委ねられると思います。ですので、その地理的なこととか、その防災に対する意識が大事だと思います。教職員の先生方や管理職の校長・教頭のその学校の判断によって左右する事例がこれからは言えないですね。例えば、大きな風水害とかがある場合、そういうことの判断を委ねられる、やはり命にかかわる判断になりますので、そういう意識というのは今、いかななものでしょうか。

1 まなび推進課長

警報時等の判断につきましては、警報が出た場合、必ず下校させる、また、迎えに行くということではなく、校園長の判断に今は委ねているというのが実情です。できるだけ我々としては中学校区ごとに判断してほしいということで、校長・園長同士がすぐに相談しながら、天理市という狭い地域ですが、中学校区ごとに気象が、雨が多いとか少ないとかがありますので、そのように今指導をしているところです。また、市が判断しなければならない特別な場合については、我々のほ

うから防災課とも相談しながら適切な判断をしていきます。今ありましたように、非常に危険なときに下校させるというのが今問題になっております。ですから、学校が避難所になっている場合もございますので、できるだけ学校のほうも気象レーダー等を見ながら、さらに悪化するであろうという場合、またしばらくすれば雨雲が通過するであろうという場合等、できるだけ早目に判断をするようにしています。警報が出たからといってすぐに帰すということはないと保護者へも周知しているわけですがけれども、逆に警報が出ているのにまだ帰さないのかというような保護者の苦情もあるので、安全を確認してから帰すようにしていますということを伝えさせていただいております。

1 名倉委員

まれに、マニュアルがあるがゆえの間違った判断をしてしまうということもあり得ますね。マニュアルどおりにはしないといけないという概念はもう捨てていただいて、冊子をもしもつくるに当たっては、やはりそのときの迅速な判断というのが一番大事なんだということをまず皆さんに周知していただくことが大事かなと思います。また、よろしく願いいたします。

1 まなび推進課長

幼稚園の場合、保護者が送り迎えに来ますので、比較的やりやすいのですが、小・中学校の場合は帰しても大丈夫かどうかを教員が通学路を、大きな通学路については巡回してから、大丈夫だというふうに二重、三重の安全確認をしております。それでも100%安全とは言えないですけども、そんな努力をしています。

1 教育長

ほかよろしいですか。質問はございませんか。

ないようですので、これもちまして、本日の定例教育委員会を閉
会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前 9時36分